

(参考資料)

中期目標期間の業務実績評価についての主な質問と回答(Q&A)

※機構が行う教育研究の状況の評価に関するQ&Aは、別途機構が作成。

平成19年4月

平成20年3月改訂

文部科学省国立大学法人評価委員会事務局

<目次>

評価委員会が行う評価について

- 問1 「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」(以下「年度評価実施要領」という。)において、「年度評価の積み重ねが、…中期目標期間の評価の基礎になる」とあるが、具体的にはどういう意味か。
- 問2 「中期計画を上回って実施している(Ⅳ)」とはどういう意味か。
- 問3 「評価は、4年経過時における中期目標の達成状況に基づいて行うが、…最終年度(平成21年度)までに中期目標を達成できるかという点も踏まえて実施」(「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」(以下「実施要領」という。)原案3頁)とはどういう意味か。
- 問4 「平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間(平成16～19事業年度)に係る業務の実績に関する報告書」(以下「実績報告書」という。)において「平成16～19年度の実施状況概略」及び「平成20～21年度の実施予定」は、それぞれどのような内容を記載すればよいのか。
- 問5 実施要領4頁の(3)評価委員会が行う評価において、「評価委員会は、各年度の年度評価の結果を参照しつつ、(中略)中期目標期間の業務の実績の全体について総合的に評価を行う」となっているが、具体的には、参照した各年度の年度評価の結果を、どのように中期目標期間の評価に反映するのか。
- 問6 平成20年の7～8月頃に実施される法人ヒアリングでは、平成19年度の業務実績だけでなく、中期目標期間に係る業務内容・財務内容等の業務実績についても併せて実施されるのか。
- 問7 評価委員会が行う法人への意見申立て機会の付与について、機構が行う教育研究評価に係る評価結果の箇所についても申立てができるのか。

附属病院の評価について

- 問8 附属病院の評価は、どのような評価チームが行うのか。
- 問9 中期目標期間評価における附属病院の評価は、平成18年度評価において示された「国立大学法人の各年度終了時の評価における附属病院の評価について」の共通観点に基づき行われることとなるのか。

(参考資料)

- 問10 「附属病院」の評価は、年度評価でも取り上げている全病院共通の標準的・客観的指標を参考にするとなっているが、「教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項」に観点ごとに記載する必要があるのか。
- 問11 実施要領8頁のイ. 評価委員会が行う評価において、附属病院における教育研究に関する機能については、どのように評価を行うことになるのか。
- 問12 実施要領8頁のイ. 評価委員会が行う評価において、「年度評価でも取り上げている全病院共通の標準的・客観的指標を参考としつつ」とあるが、標準的・客観的指標とは具体的に何か。
- 問13 実施要領8頁のイ. 評価委員会が行う評価に、「個々の病院の規模・地域性や大学病院としての特性等も十分に考慮して行う」とあるが、「規模」・「地域性」及び「大学病院の特性」に関して、具体的にどのような指標があるか、例示願いたい。
- 問14 附属病院に関する実績報告書の記載方法はどうか。
- 問15 実施要領8頁のイ. 評価委員会が行う評価において、「附属病院」及び「附属学校」に係る事項について、「中期計画の実施状況を調査・分析する」とあるが、具体的な調査・分析方法等について伺いたい。

附属学校の評価について

- 問16 附属学校の評価についても、附属病院と同様に評価の共通観点等を定めるのか。
- 問17 附属学校の評価に関しては、業務実績報告書の記載のみで共通的なデータを求めることはないのか。

収容定員の充足の状況について

- 問18 収容定員の評価基準が90%以上となっているが、年度評価の85%と異なるのはなぜか。

定員超過の状況の確認について

- 問19 中期目標期間評価において定員超過の状況を確認し、必要に応じ、改善すべき点を指摘することとした理由は何か。
- 問20 中期目標期間評価において指摘する際の定員超過率を130%としている理由は何か。
- 問21 平成19年度における定員超過率が130%を上回っている学部、研究科等がある場合には、平成16年度からの推移及び超過が生じた理由等を確認の上、必要に応じて、定員超過の改善に努めることを指摘することとしている理由は何か。
- 問22 平成16年度から平成19年度までの期間を通じて一貫して定員超過率が130%を上回っており、定員超過の解消に向けた取組が不十分であると認められる場合においては、定員超過の改善を求めることとしている理由は何か。
- 問23 平成16年度から平成19年度の間改組した学部、研究科等の取扱はどうか。

(参考資料)

問24 定員超過率を算定する場合に在学者数から除外する外国人留学生を国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間交流協定等に基づく私費外国人留学生及び留学生のための特別コースに在籍する私費外国人留学生に限定している理由は何か。

問25 定員超過率を算定する場合に在学者数から除外する大学間交流協定等に基づく私費外国人留学生について、「大学間交流協定等」には具体的に何が含まれるのか。

問26 定員超過率を算定する場合に、在学者数から休学者を除外する理由は何か。

問27 定員超過率を算定する場合に、留年者や標準修業年限を超えて学位を取得していない者のうち修業年限を超える在籍期間が2年以内の者については在学者数から除外する理由は何か。

問28 定員超過率を算定する際の調査日を平成16年度から平成19年度の5月1日としている理由は何か。

現況分析の方法について

問29 全学的な教育組織において教養教育を行っている場合は、当該全学的教育組織が教育面の現況分析の単位となるのか。

問30 連合大学院については、基幹大学において現況調査表をとりまとめ、基幹大学のみが提出すればよいのか。

問31 専門職大学院は、教育面だけでなく、研究面でも分析対象となるのか。

問32 中期目標期間中に改組した組織については、改組後の組織のみが現況分析の対象となるのか。

問33 平成19年度に存在しない組織の取扱いはどうなるのか。

公開の取扱いについて

問34 評価の結果は、学部・研究科等の現況分析を含めて全て公表されるのか。

問35 法人が作成する実績報告書は全て公表されるのか。

問36 法人が作成する学部・研究科等の現況調査表は公表されるのか。

問37 実績報告書、現況調査表に添付する資料・データは公表されるのか。

作業の合理化について

問38 認証評価の結果をそのまま援用できないのか。

問39 認証評価で用いた根拠資料やデータを活用できないのか。

問40 平成19年度の業務実績に係る評価は省略できないのか。

問41 業務運営面の評価は年度評価結果の積み上げをもって代えられないのか。

問42 平成19年度の業務実績に係る報告書では、(附属病院・附属学校に係る事項を除く)教育研究の部分は記載しなくてよいのか。

中期目標期間終了時に行う評価の確定について

問43 平成20年度に行う評価の結果(評定)がくつがえることもあるのか。

問44 平成22年度に行う評価確定時にも学部・研究科等の現況分析を同様に行うのか。また、平成20年度以降に改組・新設する組織については、新たに現況分析を行うのか。

中期目標期間の業務実績評価についての主な質問と回答(Q&A)

評価委員会が行う評価について

問1 「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」(以下「年度評価実施要領」という。)において、「年度評価の積み重ねが、…中期目標期間の評価の基礎になる」とあるが、具体的にはどういう意味か。

答 中期目標期間評価は、4年経過時における中期目標の達成状況に基づいて、具体的には中期計画の実施状況に基づいて総合的に判断するものですので、各年度の年度評価の結果をそのまま積み上げることは予定しておりません。

なお、年度評価の実施要領において、「年度評価の積み重ねが、…中期目標期間の評価の基礎になる」と追記したのは、年度評価は、年度毎の中期計画の実施状況を確認するものであり、毎年、各法人において、年度評価の結果を踏まえ自ら中期計画の進捗状況を確認しつつ、中期目標の達成に向けて計画的に取り組むことが求められており、その成果が中期目標期間評価に自ずと反映されるものであるという趣旨です。

問2 「中期計画を上回って実施している(Ⅳ)」とは、どういう意味か。

答 業務運営・財務内容等の状況に関する法人の自己評価は、中期計画の記載事項毎に、実施要領の9頁に示す4種類によって行っていただきますが、4年間で6年間分の中期計画を実施したかを見るのではなく、4年経過時の中期計画の実施状況を基に、中期計画の実施に向けた進捗状況を判断していただきます。その際、年次進行を伴うプロジェクト型の計画など、残り2年間の実施予定が具体的に見込めるものについては、残存期間の予定を勘案して進捗状況を判断していただきます。

具体的には、4年経過時の進捗状況として、6年間で十分に中期計画を実施できる状況にある場合、「中期計画を十分に実施している(Ⅲ)」と評価していただくこととなります。これを基準として、これを上回る状況、すなわち、4年経過時において、6年間で中期計画を実施するために4年目までに実施すべき内容を上回って実施している状況にある場合に、「中期計画を上回って実施している(Ⅳ)」と評価していただくこととなります。

問3 「評価は、4年経過時における中期目標の達成状況に基づいて行うが、…最終年度(平成21年度)までに中期目標を達成できるかという点も踏まえて実施」(実施要領3頁)とはどういう意味か。

答 平成20年度に行う中期目標期間の評価は、平成16年度から19年度までの4年間の業務の実績について行う評価ですが、中期目標の達成状況については、6年間分の目標を4年間で達成したかを見るのではなく、4年経過時の中期計画の実施状況を基に、中期目標の達成に向けた状況を評価します。その際、年次進行的に行うプロジェクト型の計画で、最終年度まで

(参考資料)

の完成を目指しているものなど、中期目標・中期計画の項目の性質によっては、残り2年間の実施予定を考慮しなければ6年間の目標の達成に向けた進捗状況を判断できないものがあり得ますので、実施要領では、その点を特に明記しています。

問4 「平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間(平成16～19事業年度)に係る業務の実績に関する報告書」(以下「実績報告書」という。)において「平成16～19年度の実施状況概略」及び「平成20～21年度の実施予定」は、それぞれどのような内容を記載すればよいのか。

答 「平成16～18年度の実施状況概略」欄については、中期計画の進捗状況に対する大学の自己評価の判断の根拠となる取組について、簡潔に記載してください。中期計画において複数の取組を実施することを計画されている場合は、それぞれに対応した取組を記載ください。分量については、計画内容によって違ってきますので、一律に目安を定めることはできませんが、毎年度の取組を記載するのではなく、複数年度でまとめて記載できる場合はまとめる等、簡潔に記載してください。

「平成20～21年度の実施予定」の欄についても同様に、年次進行的に行うプロジェクト型の計画で最終年度までの完成を目指しているものなど、中期目標・中期計画の項目の性質によっては、残り2年間の実施予定を考慮しなければ6年間の目標の達成に向けた進捗状況を判断できないもの等について、今後予定している取組を記載してください。その際、必要に応じて2年分をとりまとめて記載する等、簡潔に記載ください。また、年次進行的に行うもの以外の毎年当然行うような事柄についても、中期計画に関連がある事項については、必要に応じて、「平成20～21年度の実施予定」欄に、「引き続き実施予定」等、簡潔に記載してください。

問5 実施要領4頁の(3)評価委員会が行う評価において、「評価委員会は、各年度の年度評価の結果を参照しつつ、(中略)中期目標期間の業務の実績の全体について総合的に評価を行う」となっているが、具体的には、参照した各年度の年度評価の結果を、どのように中期目標期間の評価に反映するのか。

答 中期目標期間の評価については、平成20年6月末に提出いただく実績報告書等を中心に評価することになりますが、例えば、各年度の評価結果を受け、平成19年度までにどれだけ中期計画の遂行に向けた取組が行われたのかを確認する際に参照することなどが考えられます。

問6 平成20年の7～8月頃に実施される法人ヒアリングでは、平成19年度の業務実績だけでなく、中期目標期間に係る業務内容・財務内容等の業務実績についても併せて実施されるのか。

答 平成20年の7月～8月に実施を予定している法人ヒアリングにおいては、平成19年度の業

(参考資料)

務実績と併せて中期目標期間の業務実績についてもヒアリングを行う予定です。

問7 評価委員会が行う法人への意見申立て機会の付与について、機構が行う教育研究評価に係る評価結果の箇所についても申立てができるのか。

答 中期目標期間の評価において、評価委員会は、機構の評価結果を尊重し、機構が付す各法人の中期目標の達成状況に係る評定を、評価結果として基本的にそのまま受け入れることとしています。そのため、機構において意見申立ての対応を行った箇所については、評価委員会が行う法人への意見申立て機会の付与の対象とはなりません。ただし、教育研究等の質の向上に関する目標のうち、国立大学法人の「附属病院」及び「附属学校」に関する目標、及び定員超過の状況への指摘についての評価結果等については、対象となります。

附属病院の評価について

問8 附属病院の評価は、どのような評価チームが行うのか。

答 今後の附属病院の評価は、附属病院に関し専門的知見を有する方をメンバーに含む専門チームを設けて行うこととしています。附属病院の評価は、中期計画の実施状況を基に中期目標の達成状況の評価を行うものですが、平成18年度の業務実績に係る年度評価より、各病院が取り組むべき最小限の共通事項を設定するなど、評価の充実を図ることとしています。

なお、中期目標期間の(平成20年度に行う)評価においては、(平成19年度の実績に係る)年度評価と共通のチームで評価を行うこととなります。

問9 中期目標期間評価における附属病院の評価は、平成18年度評価において示された「国立大学法人の各年度終了時の評価における附属病院の評価について」の共通観点に基づき行われることとなるのか。

答 中期目標期間評価における附属病院の評価については、平成18年度評価の際にお示しました「国立大学法人の各年度終了時の評価における附属病院の評価について」の共通の観点と同じ観点を定めた「国立大学法人の中期目標期間に係る業務の実績における附属病院の評価について」に基づき実施されることとなります。ただし、「評価の共通観点」の具体的な取組状況を確認するため、「平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書に関する報告書(資料編)」(以下「資料編」という。)において、関連資料を提出していただきます。

問10 「附属病院」の評価は、年度評価でも取り上げている全病院共通の標準的・客観的指標を参考にしているが、「教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項」に観点ごとに記載する必要があるのか。

答 実績報告書における附属病院の特記事項の記載については、各国立大学法人の中期目

(参考資料)

標・計画の記載に基づき「国立大学法人の中期目標期間に係る業務の実績における附属病院の評価について」で示している「評価の共通観点」ごとに記載してください。その際、平成16～18年度と平成19年度に分けて記載してください。

問11 実施要領8頁のイ. 評価委員会が行う評価において、附属病院における教育研究に関する機能については、どのように評価を行うことになるのか。

答 附属病院における教育に関する機能の評価は、主として医師・歯科医師の卒後臨床研修や専門医研修等並びに看護師等コ・メディカルスタッフに対する教育研修等について、研究に関する機能の評価は、主として患者を対象とした新たな診断法や治療法開発等の臨床研究の取組を評価することになります。

その際、「国立大学法人の中期目標期間に係る業務の実績における附属病院の評価について」の評価の共通観点と、その「評価の共通観点」の具体的な取組状況を確認するため、資料編において、関連資料を提出していただき参考とします。

問12 実施要領8頁のイ. 評価委員会が行う評価において、「年度評価でも取り上げている全病院共通の標準的・客観的指標を参考としつつ」とあるが、標準的・客観的指標とは具体的に何か。

答 標準的・客観的指標とは、「国立大学法人の中期目標期間に係る業務の実績における附属病院の評価について」と資料編の「附属病院の規模・機能に関するデータ」と、その他財務諸表などのデータのこと示しています。

問13 実施要領8頁のイ. 評価委員会が行う評価に、「個々の病院の規模・地域性や大学病院としての特性等も十分に考慮して行う」とあるが、「規模」・「地域性」及び「大学病院の特性」に関して、具体的にどのような指標があるか、例示願いたい。

答 附属病院の評価については、「国立大学法人の中期目標期間に係る業務の実績における附属病院の評価について」を基に評価を行います。

その際、病院の「規模」については、資料編の「附属病院の規模・機能に関するデータ」を提出いただき、評価の参考とします。また、「地域性」及び「大学病院の特性」については、実績報告書の「教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項」に記載される、「地域における大学病院の位置づけや期待される役割」、「一般病院とは異なる大学病院固有の意義・役割を含め、教育研究診療の質の向上や個性の伸長などの特色ある取組」、「社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取組」に対する各附属病院の認識とその取組を参考とします。

(参考資料)

問14 附属病院に関する実績報告書の記載方法はどうか。

答 実績報告書の記載方法等については、「Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項」において、例えば、「地域における大学病院の位置づけや期待される役割」、「一般病院とは異なる大学病院固有の意義・役割を含め、教育研究診療の質の向上や個性の伸長などの特色ある取組」、「社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取組」等について記載いただくこととなります(実績報告書参照)。また、併せて、資料編において、附属病院の規模・機能に関するデータ及び附属病院の取組や機能の状況に関する資料を提出いただきます(資料編参照)。

なお、附属病院評価に必要な内容については、原則的に、実績報告書及び資料編に記載いただき提出いただくこととなります。ただし、実績報告書の記載に不明な点がある場合など、必要に応じその根拠となる資料等の提出を求めることもあり得ます。

問15 実施要領8頁のイ. 評価委員会が行う評価において、「附属病院」及び「附属学校」に係る事項について、「中期計画の実施状況を調査・分析する」とあるが、具体的な調査・分析方法等について伺いたい。

答 評価委員会が行う附属病院及び附属学校の評価方法については、実施要領に記載のあるとおり、業務運営・財務内容等の状況における評価と同様に、法人が行う自己評価を踏まえ、中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているか(中期目標期間中に中期計画を実施できる見込みが立っているか)との観点から、中期計画の記載事項ごとに、法人の自己評価の妥当性も含め総合的に検証します。具体的には、年度評価と同様に各法人から提出された実績報告書及び資料編を基に、書面による評価及びヒアリングを行うことにより調査・分析することとなります。

附属学校の評価について

問16 附属学校の評価についても、附属病院と同様に評価の共通観点等を定めるのか。

答 附属学校の評価は、学校教育や大学・学部との連携(共同研究・教育実習等)の観点から、各附属学校としての目的を十分に果たしているかどうかについて行うこととしており、共通的な観点を示すことは考えていません。なお、各法人が記載する実績報告書等の記載内容等については、附属学校に関する中期目標・中期計画の特徴等を踏まえ、中期計画の実施状況を分析するために推奨すべき記載内容(例)を例示します。具体的には、実績報告書(様式例)21頁の「実績報告書の記載例について」をご参照ください。

問17 附属学校の評価に関しては、業務実績報告書の記載のみで共通的なデータを求めることはないのか。

答 各法人の評定結果の検証の参考とするため、附属学校の規模、教育実習生の受入れ状況、

(参考資料)

大学の附属学校を活用した研究数など、大学・学部との連携状況に関するデータを資料編として提出していただきます。

収容定員の充足の状況について

問18 収容定員の評価基準が90%以上となっているが、年度評価の85%と異なるのはなぜか。

答 収容定員の充足率は、法人が行うべき業務を十分に行ったかどうかを確認する観点から、課程毎に確認を行っており、その評価基準としては、運営費交付金における剰余金の繰越認定(いわゆる経営努力認定)の基準を用いています。剰余金の繰越認定の基準は、平成16～18年度は経過措置として85%、平成19年度からは90%と定められているため、平成19年度の実績については90%以上を充足しているかどうかという基準で評価することとなります。(年度評価でも同様。)

定員超過の状況の確認について

問19 中期目標期間評価において定員超過の状況を確認し、必要に応じ、改善すべき点を指摘することとした理由は何か。

答 大学の定員については、教員組織、校地、校舎等の施設等の教育上の諸条件を総合的に考慮して定められており、適正な教育環境を保持する観点から、適切な管理を行う必要があります。このため、中期目標期間の評価において、適正な教育研究環境を保持する観点から、定員超過の状況を確認し、必要に応じ、改善すべき点を指摘することとしたところです。

問20 中期目標期間評価において指摘する際の定員超過率の目安を130%としている理由は何か。

答 学部については、①「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準(文部科学省告示第45号)」において、過去4年間の学部における入学定員に対する入学者の平均が1.3倍以上である場合は、設置認可しない旨規定していること、②「国立大学の学部の定員超過を抑制する仕組み」において、平成20年度における学部の定員超過率が130%以上の場合には超過した学生数分の授業料収入相当額を、運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、中期目標期間終了時に国庫納付させることを踏まえ、中期目標期間評価において指摘する際の目安となる定員超過率を130%としたところです。研究科については、このような参考となる具体的な基準はありませんが学部とは異なる定員超過率を設定する合理的な根拠がないことから、学部と同様に130%を定員超過率の目安としたところです。

問21 平成19年度における定員超過率が130%の目安を上回っている学部、研究科等がある場合には、平成16年度からの推移及び超過が生じた理由等を確認の上、必要に応じて、定員超過の改善に努めることを指摘することとしている理由は何か。

(参考資料)

答 第一期中期目標期間中に入学した学生を基本的な対象とするため、平成 16 年度に入学した学生が学年進行により4学年となる平成 19 年度における定員超過率を確認の対象としたところですが、平成 19 年度における定員超過率が 130%の目安を上回っている学部、研究科がある場合においても、改善に努めることを一律的に指摘するのではなく、平成 16 年度からの推移及び超過が生じた理由等を確認の上、必要に応じて入学定員の見直しを含め定員超過の改善に努めることを指摘することとしております。

問22 平成16年度から平成19年度までの期間を通じて一貫して定員超過率が130%の目安を上回っており、定員超過の解消に向けた取組が不十分であると認められる場合においては、定員超過の改善を求めることとしている理由は何か。

答 平成 19 年度の単年度において定員超過している場合に比較して、平成 16 年度から平成 19 年度までの期間一貫して定員超過の状態が続いており、定員超過の解消に向けた取組が不十分であると認められる場合には、教育研究の環境に与える影響がより深刻であると考えられるため、より厳しく、入学定員の見直しを含め定員超過の改善を「求める」こととしたところで

問23 平成16年度から平成19年度の間改組した学部、研究科等の取扱はどうなるのか。

答 平成 19 年度において定員超過をしている場合に指摘することを基本としているため、評価の対象は、平成 19 年 4 月現在の中期目標別表に記載されている学部・研究科等を単位としています。このため、平成 16 年度から平成 19 年度の間組織を改組した学部、研究科等については、改組前の組織における定員超過の状況については指摘しないこととしています。

加えて、改組後の組織が学年進行中である場合には、中期計画に記載されている収容定員の超過の状況ではなく、当該組織の入学定員に学年進行中の年次を乗じた数に対する超過の状況を記載してください。

問24 定員超過率を算定する場合に在学者数から除外する外国人留学生を国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間交流協定等に基づく私費外国人留学生及び留学生のための特別コースに在籍する私費外国人留学生に限定している理由は何か。

答 中期目標評価において定員超過の状況を確認するのは、適正な教育研究環境の保持が目的ですが、留学生との交流を通じて多様な価値観、発想、習慣等に触れる機会を日常的に持つことの教育的な効果を勘案し、我が国及び各大学における留学生政策を推進する観点から、国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間交流協定等に基づく私費外国人留学生といった政府及び大学の政策目的に沿った外国人留学生については定員超過率を算定する際の在学者数から除外することとしたところです。

(参考資料)

問25 定員超過率を算定する場合に在学者数から除外する大学間交流協定等に基づく私費外国人留学生について、「大学間交流協定等」には具体的に何が含まれるのか。

答 大学間交流協定等には、当該大学と外国の大学とで締結された学部間交流協定及び研究科間交流協定が含まれます。

問26 定員超過率を算定する場合に、在学者数から休学者を除外する理由は何か。

答 病気、留学等の理由で休学している者は、現に大学において授業を受けていない状態であり、教育研究環境に影響を与えることにはならないため、定員超過率を算定する際の在学者数から除外することとしたところです。

問27 定員超過率を算定する場合に、留年者や標準修業年限を超えて学位を取得していない者のうち修業年限を超える在籍期間が2年以内の者については在学者数から除外する理由は何か。

答 卒業時の質を確保するために厳格な成績評価を行い、その結果として留年となっている者や、修士論文や博士論文の質を高めるための研究を継続するために標準修業年限を超えて在籍する者がいること等を勘案し、これらの者のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者については、定員超過率を算定する際の在学者数から除外することとしたところです。

また、学部の標準年限が基本的に4年とされていることを踏まえ、その半分程度の留年であれば許容されるものと考え、修業年限を超える在籍期間が2年以内の留年者に限定したところです。なお、在学者数から控除する留年者は、修業年限を超える在学期間が2年以内の者となっておりますが、修業年限内で進級できず留年した者は対象となりません。控除の対象となるのは、実際の在学期間が修業年限を超えた時点から2年以内の者となります。

問28 定員超過率を算定する際の調査日を平成16年度から平成19年度の5月1日としている理由は何か。

答 学校基本調査における調査日が5月1日となっていることを踏まえ、定員超過率を算定する際の調査日についても5月1日としたところです。

現況分析の方法について

問29 全学的な教育組織において教養教育を行っている場合は、当該全学的教育組織が教育面の現況分析の単位となるのか。

答 全学的な教育組織における教養教育の実施状況については、学部等を単位とする教育面の現況分析の対象となり得るため、学生の所属単位ではない全学的な教育組織は、現況分析の単位としていません。

教養教育の実施状況については、ほとんどの法人で関係する中期計画が策定されているた

(参考資料)

め、関係する中期計画の実施状況について分析を行うほか、学部の教育面の分析の中で扱われることとなります。

問30 連合大学院については、基幹大学において現況調査表をとりまとめ、基幹大学のみが提出すればよいのか。

答 連合大学院については、基幹校において、参加校と協力して現況調査表を取りまとめることとなります(具体的な記載方法等は機構において定めます)。分析にあたっては、基幹校の教員の研究業績の他、参加校の教員の研究業績も、連合大学院における研究業績として加えることは可能です。

また、参加校において、連合大学院の基礎となる組織の分析に、連合大学院への協力を加えることも可能です。

基幹校及び参加校は、連合大学院の現況調査表の内容を自大学の中期目標の達成状況の自己評価において勘案することとなります。

機構は、連合大学院の現況分析の結果を、基幹校、参加校それぞれの中期目標の達成状況の評価において勘案することとなります。

問31 専門職大学院は、教育面だけでなく、研究面でも分析対象となるのか。

答 専門職大学院も、「学術の理論及び応用を教授研究」する大学院の一つであることから、研究面についても現況分析の対象となります。

問32 中期目標期間中に改組した組織については、改組後の組織のみが現況分析の対象となるのか。

答 中期目標期間の途中に統合・改組を行った場合、法人化後4年経過時における実績について分析を行う趣旨から、4年度目終了時(平成19年度末時点)の組織を単位として分析します。

一方、存続期間が短期間で実績が乏しい組織の現況をできるだけ正確に分析するため、統合・改組前からの質の向上度や研究業績についても分析に加味することとしております。この場合、統合・改組前後において教育研究の目的が同一又は近似しているなど、組織としての継続性が高いことについて、法人側がその内容や根拠を現況調査表に明示することが必要となります。

なお、統合・改組の結果解消した組織で、上記のような継続性を有する組織が平成19年度末時点に存在しないものの業績については、中期目標の達成状況の分析において取り扱うことが可能です。

問33 平成19年度に存在しない組織の取扱いはどうなるのか。

答 評価結果を法人が行う組織・業務の全般に渡る見直しや次期中期目標・計画の検討に資するものとするため、平成20年度に行う評価は中期目標に係る業務の実績に関する評価の基本をなすものとして、平成19年度に存在する組織を単位として現況分析を行うこととしています。このため、平成20年度以降に設置された組織については、中期目標期間終了時に、中期目標の達成状況について評価を確定するために必要な場合に分析を行うこととしています。

公開の取扱いについて

問34 評価の結果は、学部・研究科等の現況分析を含めて全て公表されるのか。

答 中期目標期間評価の結果は、法令に基づき、評価委員会として公表(文部科学省のウェブサイトに掲載)します。また、機構が行う教育研究の状況の評価の結果(学部・研究科等の現況分析を含む)については、機構として公表(機構のウェブサイトに掲載)します。

問35 法人が作成する実績報告書は全て公表されるのか。

答 評価委員会が行う評価のために法人が作成する実績報告書は、毎事業年度の実績報告書と同様、社会への説明責任を重視し、評価委員会として公表(文部科学省のウェブサイトに掲載)します。機構が行う教育研究評価のために法人が作成する教育研究に関する実績報告書(中期目標の達成状況報告書及び学部・研究科等の現況調査表)は、機構として公表(機構のウェブサイトに掲載)します。

問36 法人が作成する学部・研究科等の現況調査表は公表されるのか。

答 教育研究に関する実績報告書の一部として、機構として公表します(機構のウェブサイトに掲載)。

問37 実績報告書、現況調査表に添付する資料・データは公表されるのか。

答 実績報告書や現況調査表に添付する根拠資料・データ等の公表の扱いについては、現在、評価委員会及び機構において検討中ですが、法人から提出を受けた根拠資料・データのうち、個人情報等公開になじまないものについては、適切な評価作業の遂行に必要な資料の確保に支障が生じないように、公開しないこととしています。なお、一般的には、法人においては、社会に対し積極的に情報を公開し投じられた国費の活用について説明責任を果たす観点から、各種資料の公開に積極的に取り組むことが望まれます。

作業の合理化について

問38 認証評価の結果をそのまま援用できないのか。

答 認証評価は、法人評価と目的が異なる制度であり、評価の基準等も異なるため、その結果

(参考資料)

をそのまま法人評価に援用することはできません。

問39 認証評価で用いた根拠資料やデータを教育研究評価に活用できないのか。

答 認証評価で用いた各種の根拠資料やデータを、法人の判断で法人評価に活用すること(そのまま自己分析に用いること)は可能です。

問40 平成19年度の業務実績に係る評価は省略できないのか。

答 国立大学法人法第35条に基づき読み替えて適用される独立行政法人通則法第32条及び第34条に基づき、毎事業年度の業務実績の評価と中期目標期間の業務実績の評価は、それぞれ別のものとして行う必要があります。

ただし、平成19年度における目標・計画の達成・実施状況を調査・分析するという作業の類似性に鑑み、平成19年度の業務実績に係る報告書と中期目標期間の業務実績に係る報告書の様式を一体のものとし、法人の作業負担の軽減に配慮することとしています。

問41 業務運営面の評価は年度評価結果の積み上げをもって代えられないのか。

答 国立大学法人法第35条に基づき読み替えて適用される独立行政法人通則法第32条及び第34条に基づき、毎事業年度の業務実績の評価と中期目標期間の業務実績の評価はそれぞれ別のものとして行う必要があります。

ただし、中期目標期間の業務実績に関する法人の自己評価において、毎事業年度の実績報告書の記載事項や年度評価結果を活用していただくことは十分に可能です。

問42 平成19年度の業務実績に係る報告書では、(附属病院・附属学校に係る事項を除く)教育研究の部分は記載しなくてよいのか。

答 平成19年度の業務実績に係る報告書では、附属病院・附属学校に係る事項を除く「教育研究等の質の向上」に係る実績については、従来と同様の様式により、平成19年度の実績のみを記載していただくこととなります。その他、業務運営・財務内容等の状況に係る事項及び附属病院・附属学校に係る事項については、中期目標期間の実績報告書と一体化した書式で提出いただくこととしています(「平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間(平成16～19事業年度)に係る業務の実績に関する報告書(様式例)」)。

中期目標期間終了時に行う評価の確定について

問43 平成20年度に行う評価の結果(評定)がくつがえることもあるのか。

答 中期目標期間終了後には、平成20年度から21年度までの事業の推移を踏まえて評価結果を確定させることとしており、事業の推移の状況によっては、評価結果が変わることもあり得ます。評価の確定の具体的な方法については、平成20年度に行う評価との重複を避ける観点から、主として

(参考資料)

平成20年度に行う評価の結果を変更する必要性の確認を基本として、主要な教育研究組織の現況分析はこれに必要な場合に限り行うこととします。具体的な評価手続き等は引き続き評価委員会において検討することとしています。

問44 平成22年度に行う評価確定時にも学部・研究科等の現況分析を同様に行うのか。また、平成20年度以降に改組・新設する組織については、新たに現況分析を行うのか。

答 中期目標期間終了後の評価の確定は、平成20年度から21年度までの業務の進捗状況に基づき、平成20年度に行う中期目標の達成状況に係る評価結果を変更する必要があるかどうかを確認することを基本として、評価の確定に必要な資料や具体的な方法については引き続き検討を行うこととしています。

なお、中期目標期間終了後において全般的な現況分析は繰り返さない方向で検討していますが、例えば、中期目標期間終了時までに教育研究組織の状況に変化があり、これが中期目標の達成に影響が生じる可能性がある場合に、現況分析を行うことが考えられます。